

ハイライト:

・平成16年度税制改正案が公表されています

2004年3月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

| | |
|--------------------|---|
| ご挨拶 | 1 |
| 平成16年度税制改正案について | 1 |
| 労働基準法の改正 - 続き - | 2 |

日に日に暖かくなり、桜の開花もいつもより早く、もうまもなく春の到来となります。

第17号では、平成16年度の税制改正案のうち法人税を中心に、その概要の解説を行いました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なさらずお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

16年度税制改正案

平成16年度税制改正案のうち、法人税に関してご説明したいポイントは以下の通りです。

- 1 欠損金の繰越控除制度の見直し・繰り戻し還付不適用制度の延長
- 2 同族会社留保金課税不適用期限の延長
- 3 中小企業投資促進税制の改正

1の欠損金の繰越控除制度の見直しとは、以下の欠損金の繰越期間について、5年から7年へと延長されることになったものです(減税方向への改正)。

青色申告書を提出した事業年度の欠損金・連結申告法人の連結欠損金

青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金

適用は平成13年4月1日以後に開始した事業年度に生じた欠損金からとなります。

なおこの延長にあわせて法人税に係る帳簿書類の保存期間も5年から7年へと、平成13年4月1日以後に開始した事業年度に係るものから延長されます。したがって、例えば3月決算会社の場合、平成13年4月1日～平成14年3月31日の事業年度の帳簿から7年間保存することになります。

また、上記延長に対応して、法人税の更正期間に関しては以下の2つの改正が行われます。

欠損金に係る更正の期間制限を現行の5年から7年に延長する

脱税以外の場合の過少申告に係る更正の期間制限を3年から5年に延長する

通常の場合、法人の税務調査は前事業年度から3年分過去に遡って行われることが多かったのは上記の更正の期間制限が3年間とされていたからですが、今回の改正により税務調査の対象期間が5年間分となり、修正申告を5年分出すケースも出てくると思われます。

また、欠損金の繰り戻し還付請求の不適用制度の措置は平成18年3月31日までの2年間延長されま

2の同族会社留保金課税不適用期限の延長とは、以下のいずれかの要件に該当する場合には適用しないとされる、同族会社に対する特別税率の不適用の期間を2年間延長するものです。(減税方向への改正)

設立10年以内の中小企業

新事業創出促進法認定企業

前事業年度の試験研究費及び開発費の対売上高比率が3%を超える中小企業

(前事業年度終了時の自己資本比率50%以下の中小企業を対象とした課税停止措置については、平成18年3月31日まで)

3の中小企業投資促進税制の改正とは、中小企業が機械等を取得した場合の特別償却(初年度30%)又は税額控除(7%)の最低額を以下のように改正し、適用期間を2年間(平成18年3月31日まで)延長するものです。対象金額が変更となり、要件が厳しくなりました。

| 対象となる器具備品 | 現行 | 改正後 |
|-----------|---------|---------|
| 取得価額 | 100万円以上 | 120万円以上 |
| リース費用の総額 | 140万円以上 | 160万円以上 |

上記の他にも、相続税関係では、相続により取得した非上場株式をその発行会社に譲渡した場合の相続人株主の課税の特例等が設けられるなどの改正が行われています。

労働基準法の改正について - 続き -

第16号に続き、平成16年1月1日より施行となっている改正労働基準法について解説します。

有期労働契約の期間の上限の延長等

～有期労働契約(=期間の定めのある労働契約)の期間の上限について、現行の1年を3年に延長し、且つ医師等の専門的知識・技術を持つ者及び満60歳以上の高齢者については現行の3年を5年に延長することとされました。

また、有期労働契約の締結・更新・雇い止めに際して発生するトラブルを防止するため、一定期間以上雇用された有期労働契約者について契約を更新しない(=雇い止め)場合には、使用者は当該労働者に対して更新しない旨を予告しなければならないとされました。

これからは、有期労働契約を結ぶ場合には、労働契約期間終了毎に契約の見直しを行い、新たに契約書を交わす等の手続きをとることが必要となると思われます。

合理的な理由がない解雇無効の明文化等

～改正法18条の2において、合理的な理由のない解雇は無効の旨が明文化されました。また、解雇を予告された労働者がその解雇の理由を記載した文書の交付を、当該解雇の予告がなされた日から退職日までの間に請求することができるようになりました。

36協定の特別の事情への歯止めの設定(平成16年4月1日より施行)

～時間外労働規制を厳格化するため、特別な事情による場合の延長時間に関する労使協定は、1日を超え3ヶ月以内の一定期間につき労働時間を延長することができる回数を決めなくてはならないこととされました。

4/1以降36協定の届出を出される場合、臨時に限度時間を超えて時間外労働を行わなくてはならない特別の事情を具体的に定めないと、届出が受理されない恐れがありますので、内容の見直しが必要です。

ホームページもご覧下さい(ただいま新装準備中)
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市浦和区

岸町7-9-19

電話 048(834)1598

Fax 048(834)1594

Email [nakamura-cpa@jcom.](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

home.ne.jp